**平成２４年（フ）第３１２号**
東京都府中市西府町５丁目29番地の４西府マンション103
債務者　山根　裕治
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第３２０号**
東京都八王子市川口町2876番地８
債務者　田中麻菜美
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第２２７号**
東京都青梅市富岡１丁目318番地愛仁ホーム
債務者　高橋　富子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月７日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第２９４号**
東京都武蔵野市桜堤２丁目７番27―303号アドミス桜堤
債務者　新村　　稔
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月７日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第３３９号**
東京都八王子市下柚木３丁目３番地５―1304
債務者　岡本　憲昭
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月７日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第３５２号**
東京都立川市錦町１丁目23番６号ＡＸＡＳ立川ＬＲ701
債務者　平田　明美
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月７日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第３２８１号**
神奈川県藤沢市大鋸２丁目２番22号
債務者　古木美津子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第５７２号**
横浜市戸塚区前田町505番地17　コンフォートハウス207号
債務者　山口　秀馨
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第６４３号**
横浜市青葉区鴨志田町512番地　市営鴨志田住宅２棟202号
債務者　高橋　妙子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第２６１号**
東京都小金井市中町２丁目10番18号サンハイツ202
債務者　西村　郁子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第２７９号**
東京都北区王子４丁目26番４―1102号クリオ王子神谷弐番館
債務者　エッシー美智子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第３０４号**
東京都八王子市館町1097番地館ケ丘団地３―12―506
債務者　吉川　　達
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第１７７２号**
大阪府大阪市淀川区西宮原３丁目２番４号コーポ都208号
債務者　武本　秀朗
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４３号**
釧路市大楽毛南３丁目４番16号
債務者　加賀谷健介
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２４年（フ）第６６号**
釧路市美原５丁目６番926号　M27棟
債務者　安達　勝利
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２４年（フ）第１３６号**
住民票上の住所神奈川県平塚市高村203番地
高村団地１―405
債務者　平野富士子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係